

# 特別養護老人ホーム ひだまりの郷

# 利用料金表(1)

【ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)】宮代町地域区分:6級地(1単位=10.27円)を乗じて計算しております

月額30日で算出 平成30年4月1日現在

	介護サービス費 (1割負担)	介護サービス費 (2割負担)	負担段階	居住費(月額)	食費(月額)	月額合計(1割負担)	月額合計(2割負担)
要介護1	654円	1,307円	第4段階	2,200円	1,600円	133,620円	153,210円
			第3段階	1,310円	650円	78,420円	
			第2段階	820円	390円	55,920円	
			第1段階	820円	300円	53,220円	
要介護2	722円	1,444円	第4段階	2,200円	1,600円	135,660円	157,320円
			第3段階	1,310円	650円	80,460円	
			第2段階	820円	390円	57,960円	
			第1段階	820円	300円	55,260円	
要介護3	797円	1,594円	第4段階	2,200円	1,600円	137,910円	161,820円
			第3段階	1,310円	650円	82,710円	
			第2段階	820円	390円	60,210円	
			第1段階	820円	300円	57,510円	
要介護4	866円	1,732円	第4段階	2,200円	1,600円	139,980円	165,960円
			第3段階	1,310円	650円	84,780円	
			第2段階	820円	390円	62,280円	
			第1段階	820円	300円	59,580円	
要介護5	935円	1,869円	第4段階	2,200円	1,600円	142,050円	170,070円
			第3段階	1,310円	650円	86,850円	
			第2段階	820円	390円	64,350円	
			第1段階	820円	300円	61,650円	

\* 食費と居住費の負担軽減制度を利用するには住所地の市区町村への申請と、市区町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」を当施設へのご提出が必要です。

〔第1段階〕生活保護受給者、世帯全員・配偶者が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者で資産基準にあてはまる方

〔第2段階〕世帯全員・配偶者が市町村民税非課税で資産基準にあてはまる方、かつ前年合計所得金額、課税年金及び非課税年金収入額の合計額が80万円以下の方

〔第3段階〕世帯全員・配偶者が市町村民税非課税で資産基準にあてはまる方のうち、第1段階、第2段階に該当しない方

〔第4段階〕第1～第3段階以外の方

※65才以上(第1号被保険者)の方で一定所得以上の方は、介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割になります。「介護保険負担割合証」をご確認ください。